

七尾市入札及び契約の手続きに関する苦情処理事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七尾市が発注する工事の請負契約における入札及び契約の手続きに関する苦情を適切に処理するために、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱の対象となる工事は、七尾市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。）のうち、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が200万円を超えるものとする。

(苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第3条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札

入札の参加の申込みをした者のうち、入札に参加する資格がないと認めた理由（以下「欠格理由」という。）の通知を受理した者で、その理由に対して不服がある者は、当該欠格理由についての説明を求めることができる。

(2) 公募型指名競争入札

入札の参加の申込みをした者のうち、市長から非指名理由の通知を受理した者で、その理由に対して不服がある者は、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 指名競争入札

当該入札と同一の工事種別の七尾市の入札参加資格登録がある業者のうち、当該通常指名競争入札に指名されなかったことに対して不服がある者は、非指名理由についての説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

第4条 苦情の申立てをしようとする者は、次に掲げる期間内に、市長に対して苦情申立書（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。

(1) 第3条第1号に掲げる苦情にあつては、欠格理由の通知を受理した日の翌日から起算して5日（七尾市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内。

(2) 第3条第2号及び第3号に掲げる苦情にあつては、指名業者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内。

2 苦情申立書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の消印により表示された日に提出されたものとみなす。

(苦情申立てへの回答)

第5条 市長は、苦情の申立てがあつた場合は、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に回答書（様式第2号）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があると

きは、回答期間を延長できるものとする。

- 2 市長は、前項のただし書の規定により回答期限を延長するときは、申立者にその理由を回答期限延長通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（苦情申立ての却下）

第6条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下することができる。

- 2 苦情申立ての却下は、申立者に対して却下通知書（様式第4号）により通知する。

（再苦情の申立てができる者及び申立てができる期間等）

第7条 第5条の回答書を受理した申立者であって、当該回答書による説明に不服がある者は、当該苦情に係る回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再苦情申立書（様式第5号）により、市長に対して、再苦情の申立てをすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により再苦情の申立てがあったときは、速やかに七尾市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

- 3 再苦情申立書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の消印により表示された日に提出されたものとみなす。

（再苦情の申立てに対する回答）

第8条 市長は、委員会から再苦情の申立てについての審議の結果の報告があったときは、委員会の審議の結果を踏まえた上で、当該報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を再苦情回答書（様式第6号）により申立てをした者に回答するものとする。

- 2 前項において、申立てが認められなかったときは申立てが認められなかった理由を、申立てが認められたときは市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

（再苦情申立ての却下）

第9条 市長は、次の各号に掲げる再苦情の申立てがあったときは、委員会の審議に付さずに却下することができる。

- (1) 申立て期間の徒過した再苦情の申立て
- (2) 苦情の申立てを行っていない者からの再苦情の申立て
- (3) 却下通知書により通知を受けた者からの再苦情の申立て
- (4) 上記に掲げるもののほか、その他客観的かつ明白に再苦情の申立ての適格を欠くと認めるとき

- 2 再苦情申立ての却下は、再苦情申立者に対して却下通知書（様式第4号）により通知する。

- 3 市長は、第1項の規定により再苦情の申立てを却下したときは、これを直近の委員会の会議において報告するものとする。

（再苦情処理手続きに係る明示）

第10条 市長は、第5条に規定する回答書に第7条から前条に係る手続きを記載し、苦情を

申立てた者に対して、再苦情の手続きを明示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第11条 市長は、苦情又は再苦情の申立てに関する内容及び申立てをした者に対して回答した結果を、閲覧による方法等により速やかに公表するものとする。

(入札手続の執行)

第12条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

この告示は、平成29年6月12日から施行する。

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様

七尾市長

回 答 書

年 月 日付で申立てがあった苦情について、次のとおり回答します。

- 1 苦情申立ての対象工事
- 2 苦情申立ての内容及びその理由
- 3 回答内容

(再苦情の申立てについて)

この回答書による説明に不服がある方は、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日(土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで(以下「休日」という。))を含まない)以内に、再苦情申立書(様式第5号)により再苦情の申立てを行うことができます(再苦情申立書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の消印の日付により表示された日に提出されたものとみなします)。

再苦情の申立てがあった場合は、七尾市入札監視委員会に審議を依頼し、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に七尾市入札監視委員会から審議の報告が出されます。この審議の結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に再苦情申立者に対し、書面により回答します。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てが認められなかった理由を、申立てが認められたときは市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにします。

また、回答を行ったときには、再苦情の申立てに関する内容及び再苦情申立者に対して回答した書面を、閲覧による方法等により公表します。

再苦情の申立てが、苦情の申立てを行っていない方からの再苦情の申立て、苦情の申立てを却下された申立者のした再苦情申立て又は申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下します。

なお、再苦情の申立ては、原則として、入札手続きの執行を妨げるものではありません。

【 再苦情申立書提出期間 】

平成 年 月 日 () から平成 年 月 日までの休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

【 再苦情申立書提出場所 】

年 月 日

様

七尾市長

回答期限延長通知書

年 月 日付で申立てがあった苦情について、次のとおり回答期限を延長します。

1 苦情申立ての対象工事

2 苦情申立ての内容及びその理由

3 延長後の回答期限 年 月 日

4 延長する理由

年 月 日

様

七尾市長

却下通知書

年 月 日付で申立てがあった 苦情
再苦情 について、次のとおり却下します。

- 1 苦情申立ての対象工事
- 2 苦情申立ての内容及びその理由
- 3 却下理由

七 尾 市 長

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

再 苦 情 申 立 書

年 月 日付の回答書の内容について、次のとおり再苦情を申し立てます。

1 再苦情申立ての対象工事

2 再苦情申立ての内容及びその理由

年 月 日

様

七尾市長

再苦情回答書

年 月 日付で申立てがあった再苦情について、次のとおり回答します。

1 再苦情申立ての対象工事

2 再苦情申立ての内容及びその理由

3 再苦情申立てに対する回答

承認

（再苦情申立てがあった事項に対し講ずる措置）

棄却

（理由）